

証券コード 2160

平成28年3月2日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号

株式会社ジーエヌアイグループ

取締役代表執行役社長兼CEO

イン・ルオ

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合には下記4.の方法により、平成28年3月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月24日（木曜日）午前10時（9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都中央区八重洲1-2-16
TGビル別館 7F
※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査委員会の第15期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
議案 取締役7名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます。なお、書面と電磁的方法により、二重に議決権行使をされた場合には、電磁的方法の行使を有効な議決権行使としてお取扱い致します。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年3月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、平成28年3月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使下さい。

以 上

1. 当日の受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。開会間際の混雑緩和のため、お早目のご来場をお願い申し上げます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約の為、この「招集通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.gnipharma.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
4. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.gnipharma.com>) に掲載させていただきます。
5. 決議の結果につきましては、後日開示される有価証券報告書並びに臨時報告書をご確認下さい。
6. 事前に議決権を行使賜りました株主の皆様には粗品を進呈させていただきますので、何卒、議決権をご行使下さいますよう重ねてお願い申し上げます。また、当日ご出席の株主お一人様に対して1個お土産をご用意しておりますが、事前に議決権をご行使頂いた株主様が当日ご出席された場合は、当日出席の際のお土産のみとなります（事前の議決権行使に対する粗品はお送り致しません）ので何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年1月1日)
(至 平成27年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）において、当社グループは前連結会計年度から引き続き、バイオ医薬品の製薬会社として、中国で上市した特発性肺線維症治療薬であるアイスーリュイ（中国語：艾思瑞®、英語：Etuary®）の拡販、臨床試験の追加と適応症拡大を通じた当社グループが保有する複数の開発パイプラインへの投資及び主要医薬品市場における治験を通じてグローバルに事業を展開することを重要な経営課題として、鋭意活動しております。

なお、当社グループでは、当連結会計年度より会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。事業報告に記載をしている経営成績の前年度比については、IFRSに組み替えて表示しております。

当社のグループの主な営業活動、開発活動、及び財務の状況は以下の通りであります。

■アイスーリュイ（中国において登録済みの特発性肺線維症治療薬）

当社グループで最初に登録した医薬品で、中国において現在販売されている唯一の特発性肺線維症（IPF）治療薬です。現在、当社の連結子会社である北京コンチネット薬業有限公司（北京コンチネット）を通じて中国市場で販売を行っております。当社グループでは、アイスーリュイの患者層を拡大する方針に沿って、新たな適応症の拡大を図っておりますが、これらの新たな適応症には、放射線性肺炎（RP）及び糖尿病腎症（DN）、結合組織疾患を伴う間質性肺疾患（CTD-ILD）などがあります。

① 販売の状況

当連結会計年度のアイスーリュイの売上収益は785百万円となり、前年比約3倍の増加となりました。また、当第4四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）の売上収益は231百万円となり、当第3四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）に比べ約40百万円の増加となりました。

した。

アイスーリュイ 四半期毎の売上収益推移（平成27年1月～平成27年12月）

（百万円）

| | 当第1四半期 連結会計期間 | 当第2四半期 連結会計期間 | 当第3四半期 連結会計期間 | 当第4四半期 連結会計期間 | 当連結会計年 度合計 |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|
| 売上収益 | 161 | 201 | 190 | 231 | 785 |

アイスーリュイの販売促進策の一環として、平成27年5月、当社子会社の北京コンチネントが、中国ベスーン基金とともに、経済的に恵まれない患者の方々がアイスーリュイを服用することを可能にする目的で、新たな患者助成プログラムを開始致しました。中国ベスーン基金運営委員会により管理運営されるこの患者助成プログラムは、治療を必要とする最大限の患者に新たな治療法を提供したいという当社の長期的なコミットメントに沿ったものです。

中国外でのアイスーリュイの販売に関しては、当社グループは、ライセンス契約の相手先であるAFT Pharmaceuticals Limitedとともに、東南アジア各国の中で一定の国を選択し、IPF治療薬としての許認可を取得すべく準備を行っております。平成28年には、マレーシアにおいて東南アジア地域での承認取得に向けた最初の承認申請を行う予定です。

② 研究開発

特発性肺線維症（IPF）

当社グループは、平成27年4月、当社子会社の北京コンチネントを通じて、中国において、アイスーリュイの製造販売後調査を開始致しました。製造販売後調査は、中国国家食品薬品監督管理総局（CFDA）のガイドラインで義務付けられているもので、承認前の臨床試験に比べ、はるかに多数の患者を対象に、安全性と有効性に関する追加的なデータを取得し調査するものです。この製造販売後調査は、数年間にわたり500人の患者に対して実施するものです。

放射線性肺炎（RP）

当社グループは、平成27年7月、中国において、アイスーリュイの2番目の適応症である放射線性肺炎（RP）治療薬としてのパイロット試験を、第3相臨床試験に先行して開始しております。このパイロット試験は、RPの治療におけるアイスーリュイの安全性と有効性を評価することを目的として、48人の被験者に対し、多回投与、多施設での治験を8つの病院において行うものです。

糖尿病腎症 (DN)

アイスリュイの3番目の適応症としては、糖尿病腎症 (DN) 治療薬があります。DNは、中国の糖尿病患者の約5分の1が発症するとされる疾患です。当社グループは、治験許可 (IND) 申請書を、平成25年1月にCFDAに提出しました。DN治療薬は、既承認薬であるアイスリュイの追加適応症であるため、臨床試験は、直接、第2相臨床試験または第3相臨床試験から開始する承認を取得することができる可能性があります。本適応症に関するIND申請については、現在、CFDAが評価・検討を行っております。

結合組織疾患を伴う間質性肺疾患 (CTD-ILD)

アイスリュイの第4番目の追加適応症として、当社グループは、結合組織疾患を伴う間質性肺疾患 (CTD-ILD) 治療薬のIND申請書をCFDAに、平成26年12月に提出致しましたが、同申請は、現在、CFDAが評価・検討を行っております。CTD-ILDは、肺の炎症もしくは線維症、またはその両方を引き起こします。アイスリュイは、既に治療薬として承認されており、CTD-ILD治療薬は追加適応症であるため、治験承認取得後の臨床試験は、直接、第2相臨床試験または第3相臨床試験から開始することができる可能性があります。

■F351 (肝線維症等治療薬)

F351は、当社グループのパイプラインの中でも重要な創薬候補化合物で、臨床開発活動を、世界の主要医薬品市場で展開する当社戦略に必要なものです。F351は、アイスリュイの誘導体である新規創薬候補化合物です。内臓の繊維化に重要な役割を果たす肝星細胞の増殖及びTGF-ベータ伝達経路の両方の阻害剤で、当社の連結子会社である上海ジェノミクス有限公司 (上海ジェノミクス) における多様な動物試験において、肝線維症及び腎線維症に対して顕著な有効性を示しました。当社グループは中国、日本、豪州、カナダ、米国、欧州各国を含む主要な国でのF351の特許権を保有しております。

当社グループは、中国において、F351の肝線維症治療薬としてのIND承認を平成19年に取得し、平成22年には、第1相臨床試験において、すべての用量で安全性と認容性が確認されるとともに重篤な有害事象がないなど、これを成功裏に終了しました。平成26年7月には、CFDAより第2相臨床試験実施についての許可を取得し、平成27年6月には、概念実証 (POC) を確立するための第2相臨床試験を開始致しました。この第2相臨床試験の目的は、慢性B型肝炎ウイルス感染による肝線維症の治療におけるF351の安全性及び有効性を検証するもので、中国全土のクラスAAAの13の病院が参加し、240人の被験者に対して、無作為、二重盲検、プラセボ、多回投与、多施設での試験を行うものです。平成27年12月末日現在、8つ

の病院で、45人の被験者登録が行われています。

当社グループは、F351の中国での臨床試験データを活用し、米国でIND申請を行うための最初のステップとして、米国FDAとのIND申請前の会議を平成27年6月に開始しました。この会議では、F351を、肝線維症に付随する慢性肝炎も含む広範な症状に適応する医薬品としての情報を提供しました。同会議のフィードバックを基に、現在、平成28年の早い時期に米国FDAにIND申請を行うことを目指して、申請書類の準備を行っております。

■ タミバロテン（急性前骨髄球性白血病（APL）治療薬）

タミバロテンは、急性前骨髄球性白血病（APL）治療薬です。APLは、急性骨髄白血病の一種で、前骨髄球が「がん化」する白血病です。染色体異常によってつくられるPML/RAR α という異常分子が、前骨髄球の分化・成熟過程を阻害することにより、異常な前骨髄球が無秩序に増え、骨髄や末梢血中で増加します。タミバロテンは、この白血病が有するPML/RAR α という異常分子に特異的に働く分子標的薬で、抗がん剤治療とは異なり、白血病細胞を破壊するのではなく、より成熟した細胞に分化させることで治療効果を発揮します。また、タミバロテンは、オールトランス型レチノイン酸（ATRA）耐性を獲得し、トレチノインに反応しなくなったAPL症例に対しても効果があることが期待されております。

タミバロテンは、平成17年に東光薬品工業株式会社が日本において承認を得た急性前骨髄球性白血病（APL）治療薬です。中国においては、主として、東光薬品工業株式会社と当社子会社のGNI-EPS（HONG KONG）HOLDINGS LIMITEDが輸入医薬品候補として開発してきておりました。平成27年2月には、臨床試験の中間解析結果が良好であったことから臨床試験を早期に中止し、平成27年10月には、アムノレイク®錠2mg（一般名：タミバロテン）としてCFDAへ輸入薬としての登録申請を行いました。輸入薬登録は、CFDAによる評価・検討の進捗にもよりますが、申請より1～2年ほどで承認される見込みです。東光薬品工業株式会社とGNI-EPS（HONG KONG）HOLDINGS LIMITEDは、同製剤の中国市場への導入準備を積極的に行っていく所存です。

■ F573（急性肝不全・慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬）

急性肝不全・慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬F573は、アイスーリュイ及びF351に続く3つ目の新薬候補化合物であります。F573は、米国企業EpiCept Corporation（現Immune Pharmaceuticals）からライセンスの供与を受けたものであり、アジアにおいては、中国、日本、豪州及びニュージーランド他の権利を保有し、更には、その他の地域の権利も取得できる優先権も保有しております。F573は、ジペプチド化合物で、細胞死や炎症反応をもたらす酵素の一種であるカスパーゼを阻害する可能性を持つものです。B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス、

アルコール性肝硬変により引き起こされる重症肝炎の最終ステージにおいて、大規模な肝細胞死が発生する可能性があります。中国では、B型肝炎ウイルスに起因する肝疾患の患者が、世界的に見ても多く存在しています。現存する抗ウイルス剤以外、残された選択肢である肝臓移植は大変高額な最終手段であり、早急な新薬の開発が望まれるところであります。

当社グループは、F573の前臨床試験を、体系的かつ様々な肝不全動物モデルにおいて行いましたが、生体内及び体外試験により、F573の安全性と有効性が確認されました。これらの試験により、F573が強力に細胞死の阻害並びに生存率改善を示したことを受け、当社グループは、平成23年7月にCFDAに対し、IND申請書を提出致しました。同申請については、CFDAは、現在、評価・検討を行っております。

■その他

以上のパイプラインの他、平成27年12月には、当社の連結子会社である北京コンチネントが、酪酸ヒドロコルチゾンの温度により制御されるフォーム製剤（外用薬）のIND申請書を北京市食品薬品监督管理局に提出し、受理されました。本申請については、今後はCFDAにより評価・検討が行われることとなります。北京コンチネントは、GENEPHARM Biotech Corp.（台湾企業）とフォーム製剤（外用薬）の共同開発を行ってまいりました。酪酸ヒドロコルチゾンは、店頭で販売されている一般医薬品で、湿疹、乾癬、接触性皮膚炎等に日常的に使用されています。このフォーム製剤は、革新的な液体製剤で、摂氏30℃から40℃の温度で皮膚に接触すると泡がはじけ医薬品を放出するものです。これまでの試験では、このフォーム製剤を使用することにより、医薬品のデリバリー及び皮膚からの吸収は著しく改善することが示唆されています。承認されれば、これは中国で初めての温度により制御されるフォーム製剤となります。

■連結経営成績

連結経営成績概要

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 増減 |
|------------|----------|-----------|----------|
| 売上収益 | 474,717 | 1,016,670 | 541,953 |
| 売上総利益 | 313,548 | 775,724 | 462,176 |
| 営業利益（△は損失） | △378,857 | △633,165 | △254,308 |
| 当期利益（△は損失） | △285,852 | △668,557 | △382,704 |

売上収益及び売上総利益

当連結会計年度の売上収益は、前連結会計年度に比べ、541,953千円増加の1,016,670千円となりました。売上収益の約77%は、当社の連結子会社である北京コンチネントにおけるアイスーリュイの売上です。売上総利益は、前連結会計年度に比べ、462,176千円増加の775,724千円となりました。

営業利益（損失）

当連結会計年度の営業損失は、前連結会計年度の378,857千円の損失に比べ、633,165千円の損失となりました。254,308千円の損失の増加は、前連結会計年度に一時的に発生した146,642千円の債務免除益が当連結会計年度にはなかったこと、並びに、当連結会計年度において、主に連結子会社の上海ジェノミクス及びGNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. (GEP天津)における研究開発活動の拡大による同費用の増加によるものです。

当期利益（損失）

当連結会計年度の当期損失は、前連結会計年度当期損失の285,852千円から382,704千円増加し、668,557千円となりました。当期損失の増加は、営業損失の増加に比較して大きなものとなっておりますが、これは、前連結会計年度においては、為替差益と受取利息があったことから同年度の当期損失が低く抑えられていたためです。

研究開発費、販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 増減 |
|------------|---------|-----------|---------|
| 販売費及び一般管理費 | 716,214 | 1,049,659 | 333,444 |
| 人件費 | 224,115 | 296,353 | 72,237 |
| 販売手数料 | 169,268 | 412,740 | 243,471 |
| 研究開発費 | 139,454 | 379,102 | 239,648 |

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ333,444千円増加し、1,049,659千円となりました。これは、一部は、北京コンチネントにおけるアイスリーユの販売増加のための人員の増強によるものであり、また、アイスリーユの売上増加に比例した販売手数料の増加によるものです。研究開発費の239,648千円の増加は、連結子会社である上海ジェノミクスとGEP天津での臨床試験によるものに加え、北京コンチネントにおける研究開発費の一時的な調整によるものです。

当連結会計年度金融収益

当連結会計年度の金融収益は、前連結会計年度より76,231千円減少し、27,802千円となりました。

当連結会計年度金融費用

当連結会計年度の金融費用は、前連結会計年度の11,028千円から増加し、44,283千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において上海ジェノミクスにて、オフィス移転に伴いビルを取得し、内装を含める工事が完了し、オフィスの移転を完了致しました。

(3) 資金調達状況

当社は当連結会計年度において、次の通り資金調達を行っています。

- 1) 新株予約権の行使により、当連結会計年度において46,199千円の資金を調達致しました。
- 2) 連結子会社である上海ジェノミクスにおいて、金融機関から230,474千円を新規借入しました。

(4) 対処すべき課題

① 研究開発への持続的投資を通じた成長の実現

当社グループの主力医薬品である特発性肺線維症治療薬アイスーリュイへの規制当局による保護は、2019年に期限切れを迎えます。よって、アイスーリュイの持続的及び加速度的な増収を今後も維持するため、放射線性肺炎(RP)、糖尿病腎症(DN)、結合組織疾患を伴う間質性肺疾患(CTD-ILD)等の新たな適応症拡大に向けた継続的な先行投資が重要となります。これらの先行投資が、将来的にはF351及びF573を含む当社パイプライン中の創薬候補化合物の一層の開発を実現するための自己資金につながると考えております。

② 資金調達の多様化と安定化

当社は、有望な創薬候補物の研究開発への投資を続け着実な企業価値の向上を図ります。ビジネス基盤と研究開発活動を強化すべく資金調達を多様化・安定化するため、新たな資金調達先との関係構築や更なる資金調達の機会獲得を追求し続けます。

③ コーポレートガバナンスの強化

当連結会計年度に行った企業買収により、当社グループはこれまで以上にグローバル企業として成長しました。従来に比べより高度で効率的なガバナンス体制構築が、経営陣の目標であると認識しております。当社は、全社の統一性と透明性を高め、株主の皆様からより深い信頼を獲得すべく、コーポレートガバナンスをより一層向上させる所存です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

《IFRS》

(単位：千円)

| 区 分 | 第14期 (平成26年1月1日～ 平成26年12月31日) | 第15期 (当連結会計年度) (平成27年1月1日～ 平成27年12月31日) |
|-------------------------|-------------------------------------|--|
| 売上収益 | 474,717 | 1,016,670 |
| 営業利益 (△は損失) | △378,857 | △633,165 |
| 当期利益 (△は損失) | △285,852 | △668,557 |
| 基本的1株当たり 当期利益 (△は損失) | △2円82銭 | △5円49銭 |
| 資産合計 | 6,774,169 | 6,385,579 |
| 資本合計 | 5,798,454 | 5,127,855 |

- (注) 1. 第15期からIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第14期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
2. 第15期(当連結会計年度)につきましては、1. (1)「事業の経過及びその成果」に記載の通りであります。

《日本基準》

(単位：千円)

| 区 分 | 第12期 (平成24年1月1日～ 平成24年12月31日) | 第13期 (平成25年1月1日～ 平成25年12月31日) | 第14期 (平成26年1月1日～ 平成26年12月31日) |
|----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 売上高 | 161,943 | 183,600 | 474,717 |
| 経常損失 (△は損失) | △484,600 | △781,515 | △440,766 |
| 当期純損失 (△は損失) | △482,255 | △730,776 | △327,953 |
| 1株当たり当期純損失 (△は損失) | △4円85銭 | △7円16銭 | △2円91銭 |
| 総資産額 | 1,570,269 | 4,751,856 | 6,762,179 |
| 純資産額 | 1,030,649 | 3,972,880 | 5,786,464 |

(6) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

- ① 創薬インフラ活動（創薬プロセスの中流）…当社グループが独自に（もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて）、各種実証実験や前臨床試験などを実施する活動であります。
- ② 基本創薬活動（同下流）…当社グループが独自に開発した（もしくは外部からライセンスを受けた）創薬候補化合物等の臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を企画実行する活動であります。

(7) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

① 当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|--------|
| 本 店 | 東京都中央区 |

② 子会社

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------------------------------|----------------------------------|
| 上海ジェノミクス有限公司 | 中国上海市浦東新区 |
| 北京コンチネント薬業有限公司 | (事務所) 中国北京市朝阳区 (工 場) 中国北京市順義区 |
| GNI-EPS (HONG KONG) HOLDINGS LIMITED | 中国香港 |
| GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. | 中国天津市 |
| 上海ジェノミクステクノロジー有限公司 | 中国上海市浦東新区 |
| GNI USA, Inc. | 米国デラウェア州 |

(8) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人数

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 142名 | 12名増 |

(注) 使用人数は、就業人員数であります。

② 当社の使用人数の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-------------|---------|--------|
| 6名 | 1名減 | 45.9歳 | 4.4年 |

(注) 使用人数は、就業人員数であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|--------------------|-------------------------------|--|
| 上海ジェノミクス有限公司 | 108,000,000 人民元 | 100.00% | 創薬開発及び生物化学的実験等の請負 |
| 北京コンチネント 薬業有限公司 | 34,994,100 人民元 | 51.00% (内、間接保有分 16.59%) | 医薬品の開発・製造・販売 |
| GNI-EPS (HONG KONG) HOLDINGS LIMITED | 28,140,000 米ドル | 65.78% (内、間接保有分 29.64%) | 子会社 (GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.) の管理 |
| GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. | 7,500,000 米ドル | 65.78% (内、間接保有分 65.78%) | F351等の研究開発 |
| 上海ジェノミクス テクノロジー有限公司 | 100,000 人民元 | 100.00% (内、間接保有分 100%) | 生物化学的実験等の請負、試薬 製造・販売 |
| GNI USA, Inc. | 1,000 米ドル | 100.00% | 株式等保有、米国における新薬 開発 |

(10) 主要な借入先 (平成27年12月31日現在)

| | |
|-------------------------|-----------|
| 北京銀行 | 73,440千円 |
| Standard Chartered Bank | 34,482千円 |
| 中国銀行 | 440,640千円 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 243,527,000株
(2) 発行済株式の総数 113,673,831株
(うち自己株式 3,189株)
(3) 株 主 数 9,152名
(4) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------|------------|---------|
| GOLDMAN, SACHS & CO, REG | 5,100,000株 | 4.48% |
| イン・ルオ | 4,009,048株 | 3.52% |
| 株式会社SBI証券 | 1,653,000株 | 1.45% |
| 森田 政廣 | 1,404,000株 | 1.23% |
| 須藤 一彦 | 870,000株 | 0.76% |
| ウエル技術ベンチャー投資事業有限責任組合 | 770,000株 | 0.67% |
| 小糸 清太 | 700,000株 | 0.61% |
| 高田 篤史 | 695,000株 | 0.61% |
| 松井証券株式会社 | 641,000株 | 0.56% |
| 日本証券金融株式会社 | 612,000株 | 0.53% |

(注) 持株比率は、自己株式を除いた発行済株式の総数に対する割合として算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
平成21年6月22日開催の取締役会決議による新株予約権（第27回）

- ① 新株予約権の払込金額
無償
- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり 34円
- ③ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 17円
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
平成23年6月23日から平成31年6月22日
- ⑤ 新株予約権の行使の条件

(ア)(i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（但し、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、(ii)当社のすべて若しくは実質的にすべての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

(イ)新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間（身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間）に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

(ウ)新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

(エ)1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(オ)その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 530個 | 530,000株 | 1名 |

平成22年3月26日開催の取締役会決議による新株予約権（第31回）

① 新株予約権の払込金額

無償

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個あたり 33円

③ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株あたり 16円50銭

④ 新株予約権を行使することができる期間

平成24年3月27日から平成32年3月26日

⑤ 新株予約権の行使の条件

(ア)(i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（但し、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、(ii)当社のすべて若しくは実質的にすべての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

(イ)新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間（身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間）に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

(ウ)新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

(エ)1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(オ)その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 750個 | 750,000株 | 1名 |
| 社外取締役 | 160個 | 160,000株 | 1名 |

平成26年9月12日開催の取締役会決議による新株予約権（第38回）

① 新株予約権の払込金額

無償

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個あたり 402円

③ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株あたり 201円

④ 新株予約権を行使することができる期間

平成28年9月12日から平成30年9月11日

⑤ 新株予約権の行使の条件

(ア)(i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（但し、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、(ii)当社のすべて若しくは実質的にすべての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

(イ)新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間（身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間）に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

(ウ)新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

(エ)1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(オ)その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

当社従業員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 80個 | 80,000株 | 1名 |

平成27年8月17日開催の取締役会決議による新株予約権（第39回）

- ① 新株予約権の払込金額
1個あたり 453円
- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり 221円
- ③ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 111円
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
平成29年4月1日から平成37年7月31日
- ⑤ 新株予約権の行使の条件
 - (ア) 新株予約権者は、平成28年12月期における確定した監査済の当社連結損益計算書における売上総利益が64百万人民元以上となった場合のみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。但し、売上総利益の人民元相当額は当該連結損益計算書の作成のために使用した為替レートを適用して算定する。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上総利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途取締役会が定めた指標を上記各指標に代えて適用するものとする。
 - (イ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (ウ) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (エ) 平成28年12月期における当社連結損益計算書の確定前に、(i) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、(ii) 当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は (iii) 当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記（ア）にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。
 - (オ) その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 1,510個 | 1,510,000株 | 3名 |
| 社外取締役 | 400個 | 400,000株 | 4名 |

- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等

① 取締役

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|-----|-----------------|--------------|--|
| 取締役 | イ ン ・ ル オ | 指名委員 | 上海ジェノミクス有限公司 董事長兼CEO GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 董事長兼CEO 北京コンチネント薬業有限公司 董事長 GNI-EPS (HONG KONG) HOLDINGS LIMITED 董事長 GNI USA, Inc. 取締役 |
| 取締役 | トーマス・イーストリング | 報酬委員 | GNI USA, Inc. 取締役 上海ジェノミクス有限公司 董事 北京コンチネント薬業有限公司 董事 GNI-EPS (HONG KONG) HOLDINGS LIMITED 董事 |
| 取締役 | 佐 藤 博 之 | | GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 董事 |
| 取締役 | 指 輪 英 明 | 監査委員 報酬委員 | 日本コンシエルジュ株式会社代表取締役社長 株式会社JPホールディングス社外監査役 GIキャピタル・マネジメント株式会社取締役副社長 |
| 取締役 | リ ウ エ ン ・ ウ | 指名委員 監査委員 | 北京協和病院神経科 Chief Doctor & Professor, Ph. D. Advisor 上海ジェノミクス有限公司 董事 |
| 取締役 | ワ ン シ ョ ウ ・ グ オ | 監査委員 | 中日友好医院整形外科 Vice Chairman, Chief Doctor, Professor, Graduate Student advisor 同医院関節外科 Chairman |
| 取締役 | 水 口 啓 | 報酬委員 指名委員 | 九州ベンチャーパートナーズ株式会社 代表取締役社長 株式会社Kyulux取締役 |

- (注) 1. 取締役指輪英明、リウエン・ウ、ワンショウ・グオ、水口啓の4氏は社外取締役であります。
2. 監査委員長である取締役指輪英明氏は、これまで証券業界等で培われたビジネス経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、内部監査人から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員は設置しておりません。
3. 取締役指輪英明氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 平成27年3月26日開催の第14期定時株主総会において、佐藤博之氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

② 執行役

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|--------------|---|
| 代表執行役社長 | イ ン ・ ル オ | CEO 上海ジェノミクス有限公司 董事長兼CEO GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 董事長兼CEO 北京コンチネント薬業有限公司 董事長 GNI-EPS (HONG KONG) HOLDINGS LIMITED 董事長 GNI USA, Inc. 取締役 |
| 代表執行役 | トーマス・イーストリング | CFO、ファイナンス 上海ジェノミクス有限公司 董事 北京コンチネント薬業有限公司 董事 GNI USA, Inc. 取締役 GNI-EPS (HONG KONG) HOLDINGS LIMITED 董事 |
| 執行役 | 佐 藤 博 之 | 事業開発 GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 董事 |

(注) 執行役は、取締役を兼務しております。

(2) 取締役及び執行役の報酬等の額

取締役 8名 97,880千円 (うち社外取締役 4名 10,860千円)

執行役 4名 一千円

(注) 1. 取締役兼執行役の報酬等については、取締役欄に含めて記載されております。

2. 上記報酬額等の額には、平成26年9月12日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして取締役2名に付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額17,520千円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 指輪英明

1) 重要な兼職先と当社との関係

日本コンシェルジュ株式会社代表取締役社長、株式会社JPホールディングス社外監査役、GIキャピタル・マネジメント株式会社取締役副社長であり、日本コンシェルジュ株式会社、株式会社JPホールディングス及びGIキャピタル・マネジメント株式会社と当社との間に特別な利害関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会への出席状況及び活動状況

出席率は100%、発言は20回であります。

イ. 監査委員会への出席状況及び活動状況

出席率は100%、発言は16回であります。

② 取締役 リウエン・ウ

1) 重要な兼職先と当社との関係

北京協和病院神経科Chief Doctor & Professor、Ph. D. Advisorであり、北京協和病院と当社との間に特別な利害関係はありません。

上海ジェノミクス有限公司の董事であり、上海ジェノミクス有限公司は、当社の100%子会社であります。

2) 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会への出席状況及び活動状況

出席率は85%、発言は18回であります。

イ. 監査委員会への出席状況及び活動状況
出席率は100%、発言は16回であります。

③ 取締役 ワンショウ・グオ

1) 重要な兼職先と当社との関係

中日友好医院整形外科Vice Chairman、Chief Doctor、Professor、
Graduate Student advisor、同医院関節外科 Chairmanであり、中日友好医
院と当社の上に特別な利害関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会への出席状況及び活動状況

出席率は85%、発言は18回であります。

イ. 監査委員会への出席状況及び活動状況

出席率は100%、発言は16回であります。

④ 取締役 水口啓

1) 重要な兼職先と当社との関係

九州ベンチャーパートナーズ株式会社代表取締役社長、株式会社Kyulux取
締役であり、九州ベンチャーパートナーズ株式会社、株式会社Kyuluxと当
社の上に特別な利害関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び活動状況

出席率は95%、発言は19回であります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、
同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がない時は一定の限度
を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点にお
いては、社外取締役との間で責任限定契約を締結しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

①公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額 28,320千円

②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 3,000千円

- (注) 1. 監査委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定根拠を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。
2. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,320千円

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 監査委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により、会計監査人を解任する。
- ② 監査委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の不再任に関する議案を取締役に提出する。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

社員の過失による虚偽証明
監査法人の運営が著しく不当

- (6) 会計監査人との責任限定契約に関する事項
該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

[体制]

- (1) 執行役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制に係る規程を制定するとともに、取締役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を定め、規範とします。また、その徹底を図るため、総務企画部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に職員教育等を行い、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査委員会に報告されます。当社の事業活動または取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに社内に設置する窓口に通報・相談するシステムを整備しております。
 - ② 執行役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、「取締役会規程」を遵守します。
 - ③ 取締役会が選定する内部監査人は、「内部監査規程」に従って監査を実施し、社長・CEO宛に改善の勧告を行っております。
- (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
「文書保存管理規程」に従い、執行役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存します。取締役会が選定した内部監査人は、文書保存管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
総務企画部門担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、総務企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定めます。総務企画部がグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に内部監査人、総務企画部門担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。
- (4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、執行役の職務の執行の効率化を図っております。

- ① 職務権限・職務分掌を定めるものとして「組織規程」を制定
 - ② 部門管掌オフィサー及びアドバイザーを構成員とする経営会議の設置
 - ③ 経営会議及び取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算設定、月次・四半期業績管理の実施
 - ④ 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- ① 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する内部監査人は取締役会が任命し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築するとともに「関係会社管理規程」を制定しております。
 - ② 当社執行役及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。
 - ③ 内部監査人は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長・CEO及び(1)の担当部署及び(3)の責任者に報告し、(1)の担当部署は、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。
- (6) 監査委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の執行役からの独立性に関する事項
- 監査委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査委員会の職務を補助する組織を設置し、専任する職員を置きます。監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、経営管理部部長等の指揮命令を受けないものとします。
- (7) 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他監査委員会への報告に関する体制及びその他監査委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役会及び使用人は、監査委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備します。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査委員会との協議により決定する方法によります。
- 監査委員は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席することができます。監査委員会は会計監査人及び財務経理部から定期的に報告を受け、財務報告の適正性について確認ができる体制をとります。
- 監査委員会と代表執行役社長との間で定期的に意見交換を実施しております。

[運用状況]

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

総務企画部において、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に関する教育及び研修を実施しております。

内部監査人は、社内各部署及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査委員会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査により確認しております。また、内部監査人は、適宜複数の部署及び当社グループ各社に対して内部調査を行い、内部監査報告書を作成し、社長・CEO宛に報告を行っております。

7. 取締役及び執行役の報酬の額の決定に関する方針

(1) 方針の決定の方法

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人報酬等の額の決定に関する方針を定めております。

(2) 方針の概要

①取締役及び執行役に共通する事項

- ・他社の支給水準等を勘案の上、取締役及び執行役に求められる職務及び責任に見合った報酬の水準を設定します。
- ・取締役の年俸及び退職慰労金並びに執行役の報酬の合計額は、1事業年度につき2億円以内とします。

②取締役

取締役の報酬は、年俸、ストック・オプション及び退職慰労金からなります。

- ・年俸は、常勤・非常勤ごとの基本報酬に対して、役職、職務内容等を反映した加算を行って決定します。
- ・各取締役につき、適切と認められる場合には、退職慰労金を支給することがあります。
- ・年俸及び退職慰労金に加え、当社企業価値の向上に向けたインセンティブとして、取締役に対し、必要に応じてストック・オプションを付与することがあります。

③執行役

- ・執行役が取締役を兼任する場合には、取締役としての報酬のみを支給するものとし、執行役としての報酬は支給しません。
- ・執行役が取締役を兼任せず、執行役としての報酬を支給する必要がある場合には、職務内容等を勘案のうえ適切な報酬額を定めます。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 非流動資産 | | 非流動負債 | |
| 有形固定資産 | 743,407 | その他の金融負債 | 469,043 |
| のれん | 150,226 | その他の非流動負債 | 171,741 |
| その他の無形資産 | 276,122 | 非流動負債合計 | 640,784 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 725,648 | 流動負債 | |
| 繰延税金資産 | 18,348 | 営業債務及びその他の債務 | 108,310 |
| その他の金融資産 | 65,971 | その他の金融負債 | 209,174 |
| その他の非流動資産 | 389,996 | 未払法人所得税 | 17,329 |
| 非流動資産合計 | 2,369,720 | その他の流動負債 | 282,124 |
| 流動資産 | | 流動負債合計 | 616,938 |
| 棚卸資産 | 175,068 | 負債合計 | 1,257,723 |
| 営業債権及びその他の債権 | 64,525 | 資 本 | |
| その他の金融資産 | 712,392 | 資 本 金 | 5,828,953 |
| その他の流動資産 | 41,151 | 資 本 剰 余 金 | 5,788,953 |
| 現金及び現金同等物 | 3,022,720 | 自 己 株 式 | △155 |
| 流動資産合計 | 4,015,858 | 利 益 剰 余 金 | △7,837,526 |
| | | その他の資本の構成要素 | 55,149 |
| | | 親会社の所有者に帰属する部分合計 | 3,835,374 |
| | | 非 支 配 持 分 | 1,292,481 |
| | | 資 本 合 計 | 5,127,855 |
| 資 産 合 計 | 6,385,579 | 資本及び負債の合計 | 6,385,579 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年1月1日
至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------------|-----------|-----------|
| 売 上 収 益 | | 1,016,670 |
| 売 上 原 価 | | 240,946 |
| 売 上 総 利 益 | | 775,724 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 1,049,659 | |
| 研 究 開 発 費 | 379,102 | |
| そ の 他 の 収 益 | 39,407 | |
| そ の 他 の 費 用 | 19,535 | 1,408,889 |
| 営 業 利 益 (△ 損 失) | | △633,165 |
| 金 融 収 益 | | 27,802 |
| 金 融 費 用 | | 44,283 |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失 | | 19,976 |
| 税 引 前 利 益 (△ 損 失) | | △669,623 |
| 法 人 所 得 税 費 用 | | △1,066 |
| 当 期 利 益 (△ 損 失) | | △668,557 |
| 当 期 利 益 の 帰 属 | | |
| 親 会 社 の 所 有 者 | | △623,150 |
| 非 支 配 持 分 | | △45,406 |
| 合 計 | | △668,557 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(自 平成27年1月1日
至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

| | 親会社の所有者に帰属する部分 | | | |
|-----------------|----------------|-----------|---------|------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 利 益 剰 余 金 |
| 平成27年1月1日残高 | 5,805,854 | 5,765,854 | △155 | △7,214,376 |
| 当 期 利 益 | | | | △623,150 |
| そ の 他 の 包 括 利 益 | | | | |
| 当期包括利益合計 | — | — | — | △623,150 |
| 新 株 の 発 行 | 23,099 | 23,099 | | |
| 新株予約権の発行 | | | | |
| 株 式 報 酬 取 引 | | | | |
| 所有者との取引額合計 | 23,099 | 23,099 | — | — |
| 平成27年12月31日残高 | 5,828,953 | 5,788,953 | △155 | △7,837,526 |

(単位：千円)

| | 親会社の所有者に帰属する部分 | | | 親会社の所有者 に帰属する 部分合計 | 非支配持分 | 資本合計 |
|-----------------|----------------|------------------|---------|--------------------------|-----------|-----------|
| | その他の資本の構成要素 | | | | | |
| | 新株予約権 | 在外営業活動 体の換算差額 | 合 計 | | | |
| 平成27年1月1日残高 | 83,882 | △2,742 | 81,140 | 4,438,316 | 1,360,138 | 5,798,454 |
| 当 期 利 益 | | | — | △623,150 | △45,406 | △668,557 |
| そ の 他 の 包 括 利 益 | | △27,776 | △27,776 | △27,776 | △22,250 | △50,027 |
| 当期包括利益合計 | — | △27,776 | △27,776 | △650,927 | △67,656 | △718,584 |
| 新 株 の 発 行 | △16,599 | | △16,599 | 29,600 | | 29,600 |
| 新株予約権の発行 | 865 | | 865 | 865 | | 865 |
| 株 式 報 酬 取 引 | 17,520 | | 17,520 | 17,520 | | 17,520 |
| 所有者との取引額合計 | 1,786 | — | 1,786 | 47,985 | — | 47,985 |
| 平成27年12月31日残高 | 85,668 | △30,519 | 55,149 | 3,835,374 | 1,292,481 | 5,127,855 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本)

独立監査人の監査報告書

平成28年2月26日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 入 正 幸 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢 崎 弘 直 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジーエヌアイグループの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ジーエヌアイグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 3,210,708 | 流動負債 | 34,555 |
| 現金及び預金 | 3,126,299 | 買掛金 | 9,266 |
| 売掛金 | 11,773 | 未払金 | 7,336 |
| 未収入金 | 61,354 | 未払費用 | 4,912 |
| 短期貸付金 | 6,664 | 未払法人税等 | 10,420 |
| 前払費用 | 4,566 | 預り金 | 2,619 |
| その他 | 49 | | |
| 固定資産 | 3,594,053 | 固定負債 | 4,209 |
| 有形固定資産 | 12,233 | 資産除去債務 | 4,209 |
| 建物附属設備 | 9,063 | | |
| 工具、器具及び備品 | 3,169 | 負債合計 | 38,764 |
| 無形固定資産 | 2,250 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 2,250 | 株主資本 | 6,680,328 |
| 投資その他の資産 | 3,579,569 | 資本金 | 5,828,953 |
| 敷金 | 22,986 | 資本剰余金 | 5,788,953 |
| 関係会社出資金 | 2,534,090 | 資本準備金 | 5,788,953 |
| 関係会社長期貸付金 | 981,649 | 利益剰余金 | △4,937,423 |
| 株主、役員又は従業員に対する長期貸付金 | 40,842 | その他利益剰余金 | △4,937,423 |
| | | 繰越利益剰余金 | △4,937,423 |
| | | 自己株式 | △155 |
| | | 新株予約権 | 85,668 |
| | | 純資産合計 | 6,765,996 |
| 資産合計 | 6,804,761 | 負債純資産合計 | 6,804,761 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年1月1日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|--------|----------|
| 売 上 高 | | 23,444 |
| 売 上 原 価 | | 19,927 |
| 売 上 総 利 益 | | 3,516 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 317,309 |
| 営 業 損 失 (△) | | △313,792 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 59,944 | |
| そ の 他 | 83 | 60,027 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 為 替 差 損 | 33,074 | 33,074 |
| 経 常 損 失 (△) | | △286,839 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△) | | △286,839 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 1,210 |
| 当 期 純 損 失 (△) | | △288,049 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| | | 資本準備金 | その他利益 剰余金 | | |
| 平成27年1月1日残高 | 5,805,854 | 5,765,854 | △4,649,374 | △155 | 6,922,178 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | — |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 23,099 | 23,099 | | | 46,199 |
| 当期純損失(△) | | | △288,049 | | △288,049 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | — |
| 事業年度中の変動額合計 | 23,099 | 23,099 | △288,049 | — | △241,850 |
| 平成27年12月31日残高 | 5,828,953 | 5,788,953 | △4,937,423 | △155 | 6,680,328 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|--------|-----------|
| 平成27年1月1日残高 | 83,882 | 7,006,060 |
| 事業年度中の変動額 | | — |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | 46,199 |
| 当期純損失(△) | | △288,049 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | 1,786 | 1,786 |
| 事業年度中の変動額合計 | 1,786 | △240,064 |
| 平成27年12月31日残高 | 85,668 | 6,765,996 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月26日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 入 正 幸 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 崎 弘 直 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーエヌアイグループの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査委員会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第15期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また子会社については、子会社の取締役及び執行役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）につき検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月29日

株式会社ジーエヌアイグループ 監査委員会

監査委員 指 輪 英 明 ㊟

監査委員 リ ウ ェ ン ・ ウ ㊟

監査委員 ワ ン シ ョ ウ ・ グ オ ㊟

(注) 監査委員指輪英明及びリウエン・ウ、ワンショウ・グオは、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役7名選任の件

取締役全員7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有株式数 (千株) |
|-------|--|---|---------------|
| 1 | イン・ルオ (Ying Luo) (昭和40年7月16日生) | <p>平成5年11月 アヴィロン入社 研究員</p> <p>平成6年11月 クロンテック・ラボラトリーズインク入社 プロジェクト・リーダー</p> <p>平成9年8月 ライジェル・ファーマシューティカルズ入社 シニア・ディレクター</p> <p>平成13年5月 上海ジェノミクス有限公司 設立 董事CEO就任</p> <p>平成17年6月 当社代表取締役常務COO就任</p> <p>平成19年10月 当社代表取締役CEO就任</p> <p>平成20年8月 当社代表取締役社長兼CEO就任</p> <p>平成21年4月 上海ジェノミクス有限公司 董事長兼CEO就任(現任)</p> <p>平成21年6月 当社取締役代表執行役社長兼CEO、当社 指名委員就任(現任)</p> <p>平成22年11月 GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 董事長兼CEO就任(現任)</p> <p>平成23年9月 北京コンチネント薬業有限公司 董事長就任(現任)</p> <p>平成25年7月 GNI-EPS (HONG KONG) HOLDINGS LIMITED 董事長就任(現任)</p> <p>平成27年1月 GNI USA, Inc. 取締役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 上海ジェノミクス有限公司: 董事長兼CEO GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.: 董事長兼CEO 北京コンチネント薬業有限公司: 董事長 GNI-EPS (HONG KONG) HOLDINGS LIMITED: 董事長 GNI USA, Inc.: 取締役</p> | 4,009 |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有株式数 (千株) |
|-----------|---|--|---------------|
| 2 | トーマス・イースト リング (Thomas Eastling) (昭和34年10月16日生) | <p>昭和58年6月 The Nikko Securities Co. International, Inc., Investment Banking and Syndicate Divisions, Senior Vice President & General Manager</p> <p>平成11年5月 Duff & Phelps Credit Rating Co. (現 Fitch Ratings Ltd.) 日本支社 Senior Vice President, Managing Director</p> <p>平成13年7月 Softbank Commerce Corp. Strategic Planning & Investor Relations, Managing Director</p> <p>平成20年2月 American Appraisal Transaction Advisory Service, Director</p> <p>平成25年3月 当社取締役 (現任)、当社指名委員就任</p> <p>平成25年9月 当社取締役執行役就任</p> <p>平成26年3月 当社報酬委員就任 (現任)</p> <p>平成27年1月 GNI USA, Inc. 取締役就任 (現任)</p> <p>平成27年3月 当社取締役代表執行役CFO就任 (現任)</p> <p>平成27年3月 上海ジェノミクス有限公司 董事就任 (現任)</p> <p>平成27年3月 北京コンチネント薬業有限公司 董事就任 (現任)</p> <p>平成27年3月 GNI-EPS (HONG KONG) HOLDINGS LIMITED 董事就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) GNI USA, Inc. : 取締役 上海ジェノミクス有限公司: 董事 北京コンチネント薬業有限公司: 董事 GNI-EPS (HONG KONG) HOLDINGS LIMITED: 董事</p> | — |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有株式数 (千株) |
|-----------|--------------------------------------|---|---------------|
| 3 | 佐藤 博之 (さとう ひろゆき) (昭和29年1月24日生) | <p>昭和55年4月 マンソン株式会社 (現ガデリウス・メ ディカル株式会社) Sales and Marketing Manager, Surgical Product Group</p> <p>平成3年9月 日本イーライリリー株式会社 Sales and Marketing Manager, ACS (Advanced Cardiovascular Systems) Division</p> <p>平成7年10月 ボストンサイエンティフィック ジャパ ン株式会社 Marketing Manager, SciMed Division</p> <p>平成11年3月 レールダルメディカル株式会社 General Manager, Sales & Marketing</p> <p>平成14年6月 アロウジャパン株式会社 (現テレフレ ックスメディカルジャパン株式会社) 代表 取締役</p> <p>平成19年6月 テルモ株式会社 General Manager, China Business Development and Business Development Coordinator, Hospital Products Business Group</p> <p>平成27年2月 テルモ株式会社退職</p> <p>平成27年3月 当社取締役執行役就任 (現任)</p> <p>平成27年3月 GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. 董事就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.: 董事</p> | — |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有株式数 (千株) |
|-----------|--|---|---------------|
| 4 | <p style="text-align: center;">指輪 英明 (さしわ ひであき)</p> <p>(昭和33年 5月17日生)</p> | <p>昭和58年 4月 大和証券株式会社 営業部 昭和62年10月 クラインオートバンソン証券営業部、英国 平成元年 8月 ゴールドマンサックス証券営業部、 米国 平成15年 4月 日本コンシェルジュ株式会社設立 代表取締役社長就任 (現任) 平成17年10月 日活株式会社 取締役就任 平成18年 6月 株式会社JPホールディングス 社外監査役就任 (現任) 平成20年 6月 当社取締役就任 (現任) 平成21年 4月 上海ジェノミクス有限公司 監事就任 平成21年 6月 当社監査委員 (現任)、当社指名委員就 任 平成22年 3月 当社報酬委員 (現任) 平成22年 7月 GIキャピタル・マネジメント株式会社 取締役副社長就任 (現任) 平成25年 7月 当社指名委員就任</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本コンシェルジュ株式会社：代表取締役社長 株式会社JPホールディングス：社外監査役 GIキャピタル・マネジメント株式会社：取締役副社長</p> | — |
| 5 | <p style="text-align: center;">リウエン・ウ (Liwen Wu)</p> <p>(昭和21年 7月21日生)</p> | <p>昭和56年 8月 北京協和病院神経科 Resident Doctor 昭和60年 8月 北京協和病院神経科 Assistant Chief Doctor 平成 2年 8月 北京協和病院神経科 Associate Chief Doctor 平成 8年 8月 北京協和病院神経科 Chief Doctor & Professor (現任) 平成13年 8月 北京協和病院神経科 Ph. D. Advisor (現 任) 平成22年 3月 当社取締役、当社監査委員就任 (現任) 平成23年 3月 当社指名委員就任 (現任) 平成24年 3月 上海ジェノミクス有限公司 董事就任 (現任) 平成26年 3月 当社報酬委員就任</p> <p>(重要な兼職の状況) 北京協和病院神経科：Chief Doctor & Professor、 Ph. D. Advisor 上海ジェノミクス有限公司：董事</p> | — |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有株式数 (千株) |
|-----------|---|--|---------------|
| 6 | ワンショウ・グオ (Wanshou Guo) (昭和34年9月7日生) | 昭和59年8月 中日友好医院外科 Doctor 昭和61年7月 同医院整形外科 Doctor 平成3年12月 同医院整形外科 Assistant Chief Doctor 平成11年6月 同医院整形外科 Associate Chief Doctor 平成12年2月 同医院整形外科 Vice Chairman (現任) 平成16年9月 同医院整形外科 Chief Doctor, Professor, Graduate Student advisor (現任) 平成20年4月 同医院関節外科 Chairman (現任) 平成22年3月 当社取締役 (現任)、当社指名委員、当社 報酬委員就任 平成26年3月 当社監査委員 (現任)、指名委員就任 (重要な兼職の状況) 中日友好医院整形外科: Vice Chairman、 Chief Doctor, Professor, Graduate Student advisor 同医院関節外科: Chairman | — |
| 7 | 水口 啓 (みなくち あきら) (昭和36年6月24日生) | 昭和62年6月 エヌイーディー株式会社 (現 安田企業 投資株式会社) 入社 平成7年6月 同社米国事務所長 平成15年4月 同社投資本部部长兼台北事務所長 平成15年11月 九州ベンチャーパートナーズ株式会社 執行役員ジェネラルマネージャー 平成17年6月 同社取締役ファンドマネージャー 平成20年8月 イデアクロス株式会社 社外取締役就任 平成22年6月 九州ベンチャーパートナーズ株式会社代 表取締役社長就任 (現任) 平成24年12月 株式会社SMACON 社外取締役就任 平成26年3月 当社取締役、当社指名委員、当社報酬委 員就任 (現任) 平成27年3月 株式会社Kyulux 取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 九州ベンチャーパートナーズ株式会社: 代表取締役社長 株式会社Kyulux: 取締役 | — |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の指輪英明氏、リウエン・ウ氏、ワンショウ・グオ氏及び水口啓氏は、社外取締役候補者であります。
3. ①指輪英明氏につきましては、同氏がこれまで証券業界等で培われたビジネス経験や専門知識を活かして、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制が強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年9ヶ月となります。当社は、同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ②リウエン・ウ氏につきましては、同氏が神経科の専門医で、日本への留学を通じ日中両国の医療関係に詳しく、北京での学会の主要ポストにあり、当社の治験を指導いただくことを望んで、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- ③ワンショウ・グオ氏につきましては、同氏が整形外科の専門家で、日本への留学経験を有し、昭和59年から現在に至るまで、中日友好医院の主要ポストを務め、両国の医療に精通するので、当社の治験を指導いただくべく、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- ④水口啓氏につきましては、同氏がこれまで日本、米国並びにアジアにおいての多くのベンチャー事業等への投資と育成活動により培った深い見識と国際事業投資活動における幅広い経験を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

以上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年3月23日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八重洲1-2-16 T Gビル別館 7階
TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター



■交通アクセス

東京メトロ銀座線、東西線 日本橋(東京都)駅 (A1出口) 徒歩1分

(ご注意) 誠に恐縮ですが、会場駐車場をご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。